

令和8年度 水質検査計画

はじめに

十日町市上下水道局では、市内に供給している水道水について、水道法の水質基準に適合し、かつ安全で良質な水道水質を維持するための指針として「令和8年度水質検査計画」を策定いたしました。

今後、この水質検査計画並びに水質検査結果を市民の皆様にお知らせすることにより、水道水が安全で良質であることをご理解いただき、より一層安心してお使い頂けるよう適正な水質管理に努めていきます。

[水質検査計画の内容]

1. 水質検査計画に関する基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び水道水の水質状況
4. 水質検査体制及び検査方法
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査地点
7. 臨時水質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 関係機関との連携

十日町市 上下水道局 上下水道課

1. 水質検査計画に関する基本方針

- (1) 水質検査の対象は、原則として十日町市の上水道及び簡易水道並びに小規模水道等の各浄水場から市内の給水栓に供給される水道水及びその原水とします。
- (2) 水道法で検査が義務付けられる各配水系（浄水場ごとに定めた水道水の系統）の水道水の他に、水質汚染を監視する目的で各配水系の原水の検査も行います。
- (3) 水道水の検査地点は原則として各配水系1箇所とし、広範な配水区域を有する配水系では複数の検査地点を設け水質保全に努めます。
- (4) 検査項目は、①毎日検査項目、②水質基準項目（水道法で検査が義務づけられている項目）とし、この他に原水基準項目や水質管理目標設定項目、農薬、クリプトスポリジウム等、原水の汚染の監視を目的とした検査も実施します。
- (5) 水質汚濁事故等のように水道法の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては速やかに臨時の水質検査を実施します。

2. 水道事業の概要

十日町市の水道事業は、平成 17 年 4 月 1 日に 5 市町村が合併し、上水道 1 地区、簡易水道 31 地区、小規模水道 3 地区、飲料水供給施設 3 地区に水道水を供給しています。

(1) 十日町地域上水道

十日町地域の上水道は昭和 31 年度に計画給水人口 2 万人で認可され、翌年 12 月に給水を開始しました。信濃川河畔の井戸からポンプで配水池へ送水し、自然流下で各戸へ供給しています。

水需要増加に対応し、昭和 39 年度から第 1 期、40 年度から第 2 期、51 年度から平成 7 年度まで第 3 期拡張事業を実施し、水源井や配水池の増設、配水管整備、老朽施設更新を進めました。平成 25 年度からは「耐震化」「浸水対策」「浄水池増設」を基本に十日町浄水場改築を開始し、平成 27 年度に管理棟（地下浄水池含む）が完成、平成 28 年度から機器等の整備を行い、平成 30 年度（H31.3 月）に通水しました。

(2) 十日町地域簡易水道

十日町地域の簡易水道は、昭和 36 年度に野中・安養寺地区で開設し、翌年から当間、吉田、北原、馬水、下条へ整備を拡大しました。

昭和 49 年度には新水・江道猿倉地区を新設し、使用料を上水道と同一料金に統一しました。その後、関浅地区の上水道編入（平成 4 年度）、八箇地区（平成 8 年度）や水沢南部地区（平成 11 年度）での給水開始、施設統合を進め、現在は簡易水道 21 地区、小規模水道 1 地区となっています。

(3) 川西地域上水道

川西地域の上水道は、昭和 44 年度に干手簡易水道として計画給水人口 3,300 人で認可され、翌年度干手地区で給水を開始しました。

その後、区域拡大や簡易水道の統合を重ね、昭和 62 年度までに計画給水人口 8,400 人、信濃川左岸に新水源井戸を整備しました。

平成 5 年度に高度処理設備を導入、平成 29 年度に水源井戸を増設し水源を強化しました。令和 3 年度には室島・白倉簡易水道の統合が完了し、川西地域は上水道のみとなりました。

（４）中里地域簡易水道

中里地域の簡易水道は、昭和 35 年度の倉俣・芋川地区での給水開始を皮切りに、東田尻（昭和 38 年度）、中里中央（昭和 41 年度）、貝野（昭和 45 年度）、市之越・清田山（昭和 46 年度）へと整備を拡大しました。

平成 18 年度に重地地区で給水を開始し、その後も区域拡張や統合を進め、平成 26 年度には程島地区を中里中央地区に統合しました。さらに令和 7 年度、清津峡地区の未普及地域解消事業が完了し、計画の全区域での供用開始となりました。現在は簡易水道 6 地区、小規模水道 1 地区となっています。

（５）松代地域簡易水道

松代地域の簡易水道は、昭和 36 年度に松代地区で事業化され、その後の拡張事業や施設改修を経て、平成 8 年度からは城川ダムからの取水を開始。平成 14 年度に峠地区簡易水道を統合し、平成 25 年度に第 6 次拡張事業を完了しました。

また、海老地区簡易水道（昭和 53 年度）、伊沢地区簡易水道（平成 6 年度）が整備されたほか、池之畑地区飲料水供給施設（平成元年度）や滝沢地区小規模水道（平成 13 年度）が給水を開始。現在は簡易水道 3 地区、小規模水道 1 地区、飲料水供給施設 1 地区となっています。

（６）松之山地域簡易水道

松之山地域の簡易水道は、昭和 34 年度の湯本地区から始まり、松之山（昭和 38 年度）、湯山（昭和 41 年度）、松里（昭和 53 年度）、川手（昭和 55 年度）、松口・湯之島（昭和 56 年度）、浦田第一（昭和 56 年度）、西浦田（平成 8 年度）へと整備を拡大しました。

平成 3 年度に上鰯池、平成 6 年度に田麦立の飲料水供給施設を整備。その後、布川、中尾、上湯、兎口など未普及地域や新区域への給水を進め、平成 13～15 年度に松之山、湯山、川手、松口を統合しました。その後、令和 7 年度に松里、湯本、湯之島、浦田第一、西浦田を松之山地区に統合し、現在は簡易水道 1 地区、飲料水供給施設 2 地区となっています。

(7) 施設の概要

上水道地区		給水開始 年月日	計画給水人口 (人)	計画一日最大 給水量 (m ³)	水 源	浄水場	浄水処理方法
十日町 地域	第1配水系	S32.12.5	31,800	17,000	浅井戸×1	十日町浄水場	塩素消毒
	第2配水系				浅井戸×2		塩素消毒
	関浅配水系				深井戸×1		塩素消毒
	第3配水系				浅井戸×1 深井戸×7		急速ろ過、塩素消毒
川西地域		S45.4.1	8,400	4,058	深井戸×5	千手浄水場	生物処理、急速ろ過 塩素消毒
計			40,200	21,058	浅井戸×4 深井戸×13		

簡易水道地区		給水開始 年月日	計画給水人口 (人)	計画一日最大 給水量 (m ³)	水 源	浄水場	浄水処理方法
池沢地区		S36.9.20	310	154.0	深井戸×1	池沢浄水場	塩素消毒
当間地区		S37.12.10	200	30.0	深井戸×1	当間浄水場	塩素消毒
吉田 地区	小泉配水系	S38.12.1	1,425	481.0	深井戸×1	浅河原浄水場	急速ろ過、塩素消毒
	樽沢配水系				深井戸×1	樽沢浄水場	急速ろ過、塩素消毒
北原地区		S38.12.25	410	167.0	深井戸×1	北原浄水場	急速ろ過、塩素消毒
馬水 地区	馬場配水系	S41.2.20	1,640	744.0	深井戸×1	馬場浄水場	塩素消毒
	水沢配水系				深井戸×2	水沢浄水場	急速ろ過、塩素消毒
下条地区		S43.4.1	3,690	1,290.0	深井戸×2	下条第1浄水場 下条第2浄水場	急速ろ過、塩素消毒
赤倉地区		S45.6.6	220	34.0	深井戸×1	赤倉浄水場	急速ろ過、塩素消毒
水沢中 央地区	低区配水系	S46.3.10	4,040	1,375.0	深井戸×1	水沢中央第1浄水場	塩素消毒
	高区配水系				深井戸×2	水沢中央第2浄水場	塩素消毒
姿安養寺地区		S46.12.10	700	105.0	深井戸×1	姿安養寺浄水場	塩素消毒
飛二地区		S49.1.10	126	39.5	深井戸×1	飛二浄水場	急速ろ過、塩素消毒
新水地区		S50.1.10	300	58.5	深井戸×1	新水浄水場	ばっ気、凝集沈殿、 急速ろ過、塩素消毒
江道猿倉地区		S49.12.1	270	81.0	深井戸×1	江道猿倉浄水場	急速ろ過、塩素消毒
魚之田川地区		S54.11.1	150	39.0	湧水×1	魚之田川浄水場	沈殿、塩素消毒
鯨島地区		S55.1.10	1,600	345.1	浅井戸×1	鯨島浄水場	塩素消毒
名ヶ山地区		S55.12.15	320	70.0	湧水×2	名ヶ山浄水場	塩素消毒
轟木地区		S56.2.20	204	58.9	深井戸×1	轟木浄水場	塩素消毒
六箇地区		S57.2.12	650	139.2	深井戸×1	六箇浄水場	塩素消毒
真田地区		S60.1.4	390	85.3	深井戸×1	真田浄水場	凝集沈殿、急速ろ過、 塩素消毒
東下組地区		H26.3.31	274	90.0	深井戸×2	二子浄水場	急速ろ過、塩素消毒
八箇地区		H9.4.1	430	134.3	深井戸×1	八箇浄水場	急速ろ過、塩素消毒
水沢南部地区		H11.4.1	365	111.0	深井戸×1	水沢南部浄水場	塩素消毒

簡易水道地区		給水開始 年月日	計画給水人口 (人)	計画一日最大 給水量 (m ³)	水 源	浄水場	浄水処理方法
中里中 央地区	山崎配水系	S41.4.1	3,475	2,174.0	浅井戸×1	山崎浄水場	塩素消毒
	如来寺配水系				深井戸×1		
	低区配水系				深井戸×2	低区浄水場	塩素消毒
	高区配水系						
	程島配水系						
	角間配水系						
	東田尻配水系						
西方配水系	湧水×2	西方浄水場	塩素消毒				
市之越地区		S46.11.20	120	62.0	湧水×1	市之越浄水場	塩素消毒
貝野地区		S45.4.1	930	560.0	深井戸×2	貝野浄水場	急速ろ過、塩素消毒
倉俣・芋川地区		S35.12.1	460	302.5	深井戸×2	倉俣芋川浄水場	塩素消毒
清田山地区		S50.4.1	130	65.0	湧水×2	清田山浄水場	塩素消毒
重地地区		H18.4.1	220	66.0	深井戸×1	重地浄水場	塩素消毒
松代 地区	松代配水系	S37.9.10	3,820	1,780.0	表流水×1	室野浄水場	急速ろ過、塩素消毒
	峰方配水系				湧水×1	田沢浄水場	急速ろ過、塩素消毒
海老地区		S53.12.1	110	14.0	湧水×2	海老浄水場	塩素消毒、緩速ろ過
伊沢地区		H6.4.1	210	67.5	湧水×1	孟地浄水場	急速ろ過、塩素消毒
松之山 地区	湯本配水系	S34.12.1	222	410.2	湧水×2	湯本浄水場	急速ろ過、紫外線処理 塩素消毒
	松之山配水系	S38.7.1	1,190	743.0	表流水×2	松之山浄水場	急速ろ過、塩素消毒
	川手配水系				表流水×1	川手浄水場	塩素消毒
	松里配水系	S53.4.1	923	484.4	表流水×2	松里浄水場	緩速ろ過、膜ろ過、 塩素消毒
	湯之島配水系	S56.4.1	251	114.7	湧水×2	湯之島浄水場	塩素消毒
	浦田第一配水系	S57.1.1	340	70.0	湧水×2	浦田第一浄水場	塩素消毒
	西浦田配水系	H8.4.1	178	93.3	湧水×2	西浦田浄水場	塩素消毒
計			30,293	12,638.4	浅井戸×2 深井戸×33 湧水×20 表流水×6		

小規模水道地区	給水開始 年月日	計画給水人口 (人)	計画一日最大 給水量 (m ³)	水 源	浄水場	浄水処理方法
上田原地区	S63.12.28	39	7.8	深井戸×1	上田原浄水場	急速ろ過、塩素消毒
倉下地区	S42.4.1	52	7.8	湧水×1	倉下浄水場	塩素消毒
滝沢地区	H13.4.1	71	38.8	湧水×1	片桐山浄水場	急速ろ過、塩素消毒
計		162	54.4	深井戸×1 湧水×2		

飲料水供給施設地区	給水開始 年月日	計画給水人口 (人)	計画一日最大 給水量 (m ³)	水 源	浄水場	浄水処理方法
池之畑地区	S63.12.1	77	19.3	湧水×1	池之畑浄水場	塩素消毒
上鯉池地区	H4.1.10	95	24.3	湧水×2	上鯉池浄水場	塩素消毒
田麦立地区	H6.12.30	78	32.1	湧水×2	田麦立浄水場	塩素消毒
計		250	75.7	湧水×5		

3. 原水及び水道水の水質状況

(1) 原水の状況

十日町市の水道水は地下水（浅井戸水・深井戸水・湧水）及び表流水を水源としています。地下水については、降雨等による濁度の上昇や生活排水・油等の流出事故による影響を受けにくい良質な水源です。一方、表流水は降雨等による影響を受ける場合があります。

(2) 水道水の状況

水道水は浄水処理により、水道法に定められる水質基準を満たしていますので、安全で良質な水です。

4. 水質検査体制及び検査方法

(1) 水質検査体制

毎日検査項目については、上水道施設運転管理業務受託者及び簡易水道管理人により行います。

水質基準項目や原水基準項目、水質管理目標設定項目等については当該項目の検査が可能な国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関（水道法第 20 条第 3 項の規定に基づく）に委託します。

(2) 水質検査方法

水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号（最終改正を使用））、残留塩素については「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」（平成 15 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 318 号（最終改正を使用））、水温については「上水試験方法」（最新版）、水質管理目標設定項目については「水質管理目標設定項目の検査方法」（平成 15 年 10 月 10 日付健水発 1010001 号（最終改正を使用））により行うこととし、その他については、関係省令に基づいた試験方法で行うこととします。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査項目（別表-1-1、1-2）

給水栓（蛇口）において、毎日検査することが水道法で義務付けられている3項目の検査です。

(2) 水質基準項目（別表-1-1、1-2）

給水栓（蛇口）において、基準値以下で給水することが水道法で義務付けられている52項目の検査です。

検査頻度は項目により異なり、月1回又は年4回を原則としますが、地下水又は湧水等で検出濃度が低く、濃度変化も小さい項目等については年1回とします。

また、一つの配水系で検査を行うことにより、その配水系で水質基準を満たしているか判断できる項目は、その配水系での検査を省略します。

(3) 水質管理目標設定項目（別表-2、3）

水質管理上留意すべきとされている26項目の検査です。水道水の安全性を確保するため、市が独自に検査を行います。

検査頻度は、特定の地域の給水栓（蛇口）において、年1回とします。

農薬類は、水源付近の使用実績などを考慮して、検査する農薬の種類を選んでいます。

検査頻度は、特定の地域の水源地（原水）において、使用量の多い5月～8月の時期に行います。

(4) 原水基準項目（別表-4）

水道水の水源となる地下水、湧水及び表流水の水質状況を確認するため、市が独自に検査を行います。

検査頻度は、水源地において、年1回とします。

なお、PFOS及びPFOAの検査は、過去に検出された水源のみ行います。

(5) その他検査項目（別表-4）

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、クリプトスポリジウム検査及び指標菌検査を行います。

6. 水質検査地点

検査地点に関しては、各配水系の末端給水栓1箇所を原則とし、広範な配水区域を有する配水系では複数の検査地点を設けます。(別表-5)

上水道地区		基準検査地点		毎日検査地点	
十日町 地域	第1配水系	個人宅	寿町4丁目	個人宅	寿町4丁目
	第2配水系	城之古コミュニティセンター	城之古第1	城之古コミュニティセンター	城之古第1
	関浅配水系	事業所	関根第2	事業所	関根第2
	第3配水系	梅沢集落開発センター	梅沢	梅沢集落開発センター	梅沢
川西 地域	千手配水系	木落構造改善センター	木落	木落構造改善センター	木落
	中屋敷配水系	個人宅	田戸	元町集落センター	元町
	中仙田配水系	赤岩送水ポンプ場	赤谷	赤岩送水ポンプ場	赤谷
	橋配水系	根深集落センター	根深	根深集落センター	根深
	室島配水系	個人宅	室島	室島集落センター	室島
	白倉配水系	小白倉集落センター	小白倉	小白倉集落センター	小白倉

簡易水道地区		基準検査地点		毎日検査地点	
池沢地区		池沢集会所	池沢	個人宅	池沢
		個人宅	二ツ屋	個人宅	鍬柄沢
		鍬柄沢集会所	鍬柄沢	個人宅	塩ノ又
		個人宅	塩ノ又		
当間地区		当間集落センター	当間	個人宅	当間
吉田 地区	小泉配水系	個人宅	稲葉		
	樽沢配水系	樽沢集落センター	樽沢	個人宅	樽沢
北原地区		個人宅	北原	個人宅	北原
馬水 地区	馬場配水系	店舗	馬場第4	個人宅	馬場第3
	水沢配水系	水沢集落開発センター	水沢第3	個人宅	水沢第2
		個人宅	珠川	事業所	珠川
			個人宅	東田沢	
下条地区		店舗	新光寺	個人宅	上新田第1
赤倉地区		赤倉集落センター	赤倉	個人宅	赤倉
水沢中 央地区	低区配水系	小黒沢集会所	小黒沢		
	高区配水系	個人宅	天池	個人宅	細尾
姿安養寺地区		安養寺ふれあいセンター	安養寺	個人宅	姿第1
				個人宅	安養寺
飛二地区		個人宅	山新田	個人宅	山新田
新水地区		個人宅	新水	個人宅	新水
江道猿倉地区		個人宅	江道	個人宅	猿倉
		個人宅	津池	個人宅	津池
魚之田川地区		個人宅	魚之田川	個人宅	魚之田川
鏡島地区		吉田地区公民館	北鏡坂第3	個人宅	南鏡坂
名ヶ山地区		名ヶ山集会所	名ヶ山	個人宅	中平
轟木地区		個人宅	轟木	個人宅	轟木
六箇地区		中村集落センター	中村	個人宅	田麦

簡易水道地区		基準検査地点		毎日検査地点	
真田地区		ふるさと会館	鉢第1	個人宅	鉢第2
東下組地区		塩野集会所	塩野	個人宅	澁野
		仙之山ふれあいセンター	仙之山	個人宅	二子
八箇地区		八箇集落開発センター	落之水	個人宅	落之水
		個人宅	長里		
水沢南部地区		市之沢中在家集会所	中在家	個人宅	中在家
		個人宅	大石		
中里中央地区	山崎配水系	のげの車庫	田沢本村	個人宅	上山
	如来寺配水系	個人宅	如来寺		
	低区配水系	個人宅	通り山		
	高区配水系	個人宅	白羽毛	個人宅	白羽毛
	程島配水系	程島構造改善センター	程島		
	角間配水系	個人宅	小出	個人宅	小出
	東田尻配水系	東田尻集落開発センター	東田尻	個人宅	西田尻
	西方配水系	個人宅	西方		
市之越地区		個人宅	市之越	個人宅	市之越
貝野地区		個人宅	新屋敷	個人宅	新屋敷
倉俣・芋川地区		事業所	芋川	個人宅	倉俣
清田山地区		個人宅	清田山	個人宅	清田山
重地地区		重地構造改善センター	重地	個人宅	重地
松代地区	松代配水系	十日町市役所松代庁舎	松代	個人宅	太平
	峰方配水系	会沢集落開発センター	会沢	個人宅	清水
海老地区		海老集落開発センター	海老	個人宅	海老
伊沢地区		事業所	芋島	個人宅	芋島
松之山地区	湯本配水系	湯本公衆トイレ	湯本	個人宅	湯本
	松之山配水系	店舗	湯山	個人宅	松之山
	川手配水系	個人宅	上川手	個人宅	上川手
	松里配水系	個人宅	天水島	個人宅	天水島
	湯之島配水系	個人宅	浦田（曾根）	個人宅	浦田（曾根）
	浦田第一配水系	黒倉交流センター	黒倉	個人宅	黒倉
	西浦田配水系	事業所	北浦田	個人宅	北浦田

小規模水道地区		基準検査地点		毎日検査地点	
上田原地区		個人宅	上田原	個人宅	上田原
倉下地区		冬季管理センター	倉下		
滝沢地区		片桐山多目的集会施設	片桐山	個人宅	片桐山

飲料水供給施設地区		基準検査地点		毎日検査地点	
池之畑地区		池之畑集落開発センター	池之畑	個人宅	池之畑
上鰯池地区		上鰯池集落センター	上鰯池	個人宅	上鰯池
田麦立地区		個人宅	田麦立	個人宅	田麦立

7. 臨時水質検査

水源等で次のような水質の変化が認められ、水質基準値を超越する恐れがある場合、直ちに水源からの取水を停止し、臨時水質検査を実施します。

- (1) 原因不明の色及び濁りが生じるなど水質が著しく悪化したとき
- (2) 臭気及び味に著しい変化が生じたとき
- (3) 油流出等の水質事故により、水道水質に著しい影響を与える恐れが生じたとき

なお臨時水質検査は水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が収束し、末端給水栓の安全性が認められるまで実施します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度策定し、水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は十日町市ホームページ（水質検査結果）に掲載し公表します。

9. 関係機関との連携

水道水に関する水質事故が発生した場合は、国、県及び流域市町村で組織する信濃川水質汚濁対策連絡協議会や水道事業体で組織する信濃川・阿賀野川両水系水質協議会の連絡体制を活用し、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な対応をします。